

愛宕地区において まちづくりのルールを定めます。 ～まちづくりは次のステージへ！～

令和8年2月18日（水）
津島市まちづくり推進部都市計画課（市川、山田）
電話番号 0567-55-9627（ダイヤルイン）

＜議案第18号 津島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について＞

愛宕地区にまちづくりのルールを定め、土地利用の制限を見直すことで、地区の活性化を促進します。

平成27年度に第1弾として神守地区から進めてきた取り組みにより、愛宕地区を含む約73ヘクタールで、土地利用の制限がすべて解消されました。今後、まちづくりの可能性が大きく広がります。

【制限の緩和】

敷地の有効活用を進めるため、建物を建てられる敷地の割合を拡大します。

【ルールの内容】

■ Aゾーン（4.5ha）

住環境の維持・向上を目的として、敷地面積の最低限度を定め、周辺環境と調和しない建築物を制限します。

■ Aゾーン・Bゾーン共通（6.6ha）

広がりのある明るい街並みの実現のため、柵や塀の構造を制限します。

【施行予定日】令和8年4月1日（水）

| | | | |
|-----|--------|-----------|----------|
| 第1弾 | 平成27年度 | 神守町（中町地区） | 約23haの解消 |
| 第2弾 | 平成30年度 | 神守町（下町地区） | 約19haの解消 |
| 第3弾 | 令和2年度 | 唐臼地区 | 約22haの解消 |
| 第4弾 | 令和6年度 | 中地地区 | 約4haの解消 |

